

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年11月1日付けで行った法78条の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

理由としては請求が遅すぎた点。利用したのは27年6月9日から11月30日の期間であるが、その間に3年期間が空いている。なぜもっと早く通達できなかったのか。通帳も提出していたし、費用について利用の目的はその月を生きるために、どうしても必要であったため使ったものである。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年3月27日	諮問
令和元年5月28日	審議（第33回第4部会）
令和元年6月25日	審議（第34回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。
- (2) 法29条1項によれば、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。
- (3) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関

又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 法 78 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するとされている。そして、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日付社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の IV・4・(1)によれば、法 78 条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」とされている。

(5) 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法 78 条によることが妥当な場合として、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」等が挙げられている（問答集問 13-1、（答）②参照）。

同じく問答集によれば、法 78 条を適用する場合は、法による「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである」とされている（問答集問 13-23、（答）(3)参照）。また、法 78 条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきかについて、「法第 78 条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての

性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではない」とされている（問答集問13-25、（答）参照）。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、担当職員から収入の届出義務を含む生活保護制度の説明を受けて、その内容を理解していることから、保護期間中、借入金等を含め何らかの収入があった場合には直ちに所長に届け出なければならない義務があることを知っていたものと認められる。

しかし、請求人は保護期間中である平成27年6月から同年11月までの間に得た本件収入に係る収入申告を直ちに行うことをせず、平成29年3月21日に請求人が所長に対し提出した本件各申告書においても、本件収入の一部しか申告がなされておらず、所長による法29条1項の規定に基づく調査で初めて本件収入の全てが明らかになったものと認められる。

したがって、処分庁が、本件につき「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」（上記1・(5))に該当するものと判断し、請求人が不正な手段により保護を受けていたことを理由としてなした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、請求が遅すぎた等と主張し、本件処分の取消しを求めている。

処分庁は、平成29年10月に本件収入の全てを把握してから平成30年11月1日付けで本件処分に至るまでの間、1年を超える期間を要していることが認められる。しかし、この請求人の主張をもって本件処分を取り消すことまではできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 (略)